

令和 6 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 8 日 招 集
流 山 市

目 次

- 6 3 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 5 号））
- 6 4 令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 6 号）
- 6 5 流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 6 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 7 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 8 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 9 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 7 0 専決処分の承認を求めることについて（公用車物損事故に係る和解）
- 7 1 令和 6 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 2 流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 3 指定管理者の指定について（流山市思井福祉会館）
- 7 4 指定管理者の指定について（江戸川台小学校区第 1 江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第 2 江戸川台学童クラブ、江戸川台小学校区第 3 江戸川台学童クラブ、東深井小学校区第 1 もりのいえ学童クラブ、東深井小学校区第 2 もりのいえ学童クラブ及び東深井小学校区第 3 もりのいえ学童クラブ）
- 7 5 指定管理者の指定について（西初石小学校区第 1 西初石子どもルーム、西初石小学校区第 2 西初石子どもルーム、新川小学校区つくしんぼ学童クラブ及び西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ）
- 7 6 指定管理者の指定について（八木北小学校区第 1 学童クラブ、

八木北小学校区第2学童クラブ、八木北小学校区第3学童クラブ、小山小学校区第1おおたかの森ルーム、小山小学校区第2おおたかの森ルーム、小山小学校区第3おおたかの森ルーム、小山小学校区第4おおたかの森ルーム、小山小学校区第5おおたかの森ルーム及び長崎小学校区ひよどり学童クラブ)

- 7 7 指定管理者の指定について（流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ、流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ、流山北小学校区第3ちびっこクラブ、流山小学校区第1おおぞら学童クラブ、流山小学校区第2おおぞら学童クラブ及び流山小学校区第3おおぞら学童クラブ）
- 7 8 指定管理者の指定について（鰯ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ、鰯ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ、鰯ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ、南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ及び南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ）
- 7 9 指定管理者の指定について（八木南小学校区そよかぜ学童クラブ、向小金小学校区第1学童クラブ、向小金小学校区第2学童クラブ、東小学校区第1あずま学童クラブ及び東小学校区第2あずま学童クラブ）
- 8 0 指定管理者の指定について（おおたかの森小学校区学童クラブ）
- 8 1 指定管理者の指定について（流山市おおたかの森センター及び流山市立おおたかの森子ども図書館）
- 8 2 令和6年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 8 3 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 令和6年度流山市水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 5 令和6年度流山市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 6 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 7 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 8 流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 9 指定管理者の指定について（流山市総合運動公園）

- 9 0 市道路線の認定について
- 9 1 市道路線の廃止について

- 1 6 専決処分の報告について
- 1 7 専決処分の報告について
- 1 8 専決処分の報告について

議案第 63 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙に係る費用について、特に緊急を要したため、令和6年10月7日付けで令和6年度流山市一般会計補正予算（第5号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和 6 年度流山市一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 7 日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 65 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 一般職の職員に係る給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）
行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	220,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
	2	184,600	221,700	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
	3	185,800	223,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
	4	186,900	224,300	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
	5	188,000	225,600	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	226,700	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	227,800	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	228,900	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	230,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	231,500	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	233,000	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	234,500	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	236,000	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	237,500	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	239,000	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	240,500	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	242,000	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	243,400	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	244,800	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	246,200	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	247,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	248,600	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	249,800	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	251,000	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	252,100	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	253,200	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	254,300	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	255,400	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	256,400	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	257,400	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700
	31	227,800	258,400	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400
	32	228,900	259,400	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100
	33	230,000	260,400	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800
	34	231,100	261,300	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500
	35	232,200	262,200	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100
	36	233,300	263,100	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700
	37	234,400	263,900	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200
	38	235,400	264,700	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800
	39	236,400	265,500	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400
	40	237,300	266,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000
	41	238,200	267,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500
	42	239,100	267,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000
	43	239,900	268,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400
	44	240,700	269,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700
	45	241,400	270,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000
46	242,000	270,800	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		

47	242,600	271,600	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	272,300	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	273,000	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	273,800	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	274,600	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	275,300	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	276,000	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	276,700	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	277,400	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	278,100	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	278,800	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	279,500	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	280,200	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	280,900	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	281,500	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	282,200	331,300	370,600	387,200	409,800	451,300
63	249,100	282,800	332,000	371,300	387,800	410,100	451,600
64	249,400	283,500	332,800	372,000	388,300	410,400	451,900
65	249,700	284,100	333,600	372,300	388,700	410,600	452,200
66	250,000	284,800	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	285,400	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	286,100	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	286,700	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	287,400	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	288,000	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	288,500	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	289,000	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	289,600	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	290,100	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	290,700	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	291,200	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	291,700	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	292,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	292,900	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	293,400	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	293,900	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	294,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	294,600	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	294,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	295,100	344,500	383,300	396,500	416,000	
87	256,300	295,300	344,900	383,700	396,800	416,300	
88	256,600	295,600	345,300	384,100	397,000	416,500	
89	256,900	295,800	345,600	384,500	397,200	416,700	
90	257,200	296,000	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	296,300	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	296,500	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	296,800	347,000	386,100	398,200		
94			347,400	386,600	398,500		
95			347,800	387,000	398,800		
96			348,200	387,400	399,000		
97			348,400	387,700	399,200		
98			348,800	388,200	399,500		
99			349,200	388,600	399,800		
100			349,500	389,000	400,000		

	101			349, 800	389, 300	400, 200			
	102			350, 200	389, 800	400, 500			
	103			350, 600	390, 200	400, 800			
	104			351, 000	390, 600	401, 000			
	105			351, 500	390, 900	401, 200			
	106			351, 900	391, 400	401, 500			
	107			352, 300	391, 800	401, 800			
	108			352, 700	392, 200	402, 000			
	109			353, 200	392, 500	402, 200			
	110			353, 600	393, 000	402, 500			
	111			353, 900	393, 400	402, 800			
	112			354, 200	393, 800	403, 000			
	113			354, 700	394, 100	403, 200			
	114				394, 600				
	115				395, 000				
	116				395, 400				
	117				395, 700				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「380,000」を「392,000」に、「427,000」を「440,000」に、「477,000」を「492,000」に、「539,000」を「555,000」に、「615,000」を「634,000」に、「718,000」を「740,000」に、「839,000」を「864,000」に改める。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定（流山市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6

年４月１日から、第１条の規定（給与条例別表第１の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第３条の規定（任期付職員条例第７条第１項の表の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- ３ 第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第１条の規定による改正後の給与条例又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の内払）

- ４ 第１条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年流山市条例第８号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第１１条及び第１１条の２において準用する第１条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）は、会計年度任用職員条例第１１条及び第１１条の２において準用する第１条の規定による改正後の給与条例の規定により支給された期末手当等の内払とみなす。

（規則への委任）

- ５ 前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 66 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、
「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の125」に、
「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 67 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和
31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改
める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の220」に
改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令
和7年4月1日から施行する。

（適用）

2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁
償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和
6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定によ
る改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手
当の内払とみなす。

議案第 68 号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 固定資産評価審査委員会に置く書記の定数を廃止し、審査の申出の件数に応じた人数の書記を置くことを可能とするためである。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（昭和２６年流山市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「２人」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和３０年千葉県告示第４９６号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第２第３条第１項第１号に掲げる事務の項及び第３条第１項第３号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改め、同表第３条第１項第４号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に改め、同表第３条第１項第１１号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 70 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公用車の物損事故に係る和解について、相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、事件の解決を図ることについて特に緊急を要したことから、令和6年10月15日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

令和 6 年 7 月 2 8 日に発生した公用車の物損事故に係る和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

流山市長 井 崎 義 治

記

1	事 件 名	財産活用課の職員が、公務で公用車を運転していたところ、対向車が道路標識に衝突した弾みで当該公用車に衝突したことによる物損事故
2	発 生 年 月 日	令和 6 年 7 月 2 8 日
3	発 生 場 所	千葉県野田市山崎 2 6 4 2 番 3 地先
4	相 手 方	千葉県野田市在住者
5	解 決 方 法	和解による。
6	和解成立年月日	令和 6 年 1 0 月 1 5 日
7	和 解 の 要 旨	市の損害額の全額を相手方が負担する。
8	和 解 金 額	1 , 2 3 2 , 5 0 1 円

議案第 72 号

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業等における満3歳以上満4歳未満及び満4歳以上の児童に係る保育士等の配置基準を改めるためである。

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年流山市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第３０条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第３２条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４５条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

第４８条第２項第３号中「２０人」を「１５人」に改め、同項第４号中「３０人」を「２５人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 73 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
流山市思井福祉会館
- 2 指定管理者となる団体
流山市美原4丁目215番地の4
NPO法人コミュネット流山
理事長 堂下 延代
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 74 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- （1）江戸川台小学校区第1江戸川台学童クラブ
- （2）江戸川台小学校区第2江戸川台学童クラブ
- （3）江戸川台小学校区第3江戸川台学童クラブ
- （4）東深井小学校区第1もりのいえ学童クラブ
- （5）東深井小学校区第2もりのいえ学童クラブ
- （6）東深井小学校区第3もりのいえ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5－103

特定非営利活動法人 g r e e n

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 75 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- （1）西初石小学校区第1西初石子どもルーム
- （2）西初石小学校区第2西初石子どもルーム
- （3）新川小学校区つくしんぼ学童クラブ
- （4）西深井小学校区たんぽぽ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 76 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 八木北小学校区第1学童クラブ
- (2) 八木北小学校区第2学童クラブ
- (3) 八木北小学校区第3学童クラブ
- (4) 小山小学校区第1おおたかの森ルーム
- (5) 小山小学校区第2おおたかの森ルーム
- (6) 小山小学校区第3おおたかの森ルーム
- (7) 小山小学校区第4おおたかの森ルーム
- (8) 小山小学校区第5おおたかの森ルーム
- (9) 長崎小学校区ひよどり学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目103番地の9 メゾンアベ105号室

NPO法人でんでんむし

理事長 小沼 みはる

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 77 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 流山北小学校区第1ちびっこなかよしクラブ
- (2) 流山北小学校区第2ちびっこのびのびクラブ
- (3) 流山北小学校区第3ちびっこクラブ
- (4) 流山小学校区第1おおぞら学童クラブ
- (5) 流山小学校区第2おおぞら学童クラブ
- (6) 流山小学校区第3おおぞら学童クラブ

2 指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

社会福祉法人生活クラブ

理事長 三好 規

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 78 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- （1）鰯ヶ崎小学校区第1ひまわり学童クラブ
- （2）鰯ヶ崎小学校区第2ひまわり学童クラブ
- （3）鰯ヶ崎小学校区第3ひまわり学童クラブ
- （4）南流山小学校区第1あすなろ学童クラブ
- （5）南流山小学校区第2あすなろ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 石幡 恒美

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 79 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 八木南小学校区そよかぜ学童クラブ
- (2) 向小金小学校区第1学童クラブ
- (3) 向小金小学校区第2学童クラブ
- (4) 東小学校区第1あずま学童クラブ
- (5) 東小学校区第2あずま学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市宮園1丁目3番地の1 宮園ショッピングセンター304

特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会

代表 山中 有紀

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 80 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
おおたかの森小学校区学童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
流山市宮園1丁目3番地の1 宮園ショッピングセンター304
特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会
代表 山中 有紀
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 81 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）流山市おおたかの森センター

（2）流山市立おおたかの森子ども図書館

2 指定管理者となる団体

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

NOASFグループ

（代表団体）

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

代表取締役 淡野 文孝

（構成団体）

千葉県鎌ヶ谷市右京塚3番地3

株式会社すばる

代表取締役 中鉢 謙一

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議案第 83 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 国民健康保険事業の安定した財政運営の確保を目的として、
保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の所得割及び被保険者均等割を引き上げるためである。

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成３年流山市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１６条の５第１号中「１００分の２．２」を「１００分の３．２３」に改め、同条第２号中「５，５００円」を「１２，７００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の流山市国民健康保険条例の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 86 号

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 自転車駐車場に駐車することができる車両の種類及び無料開放する日を拡充し、一部の施設を廃止し、並びに使用料を見直すほか、所要の改正を行うためである。

流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

流山市自転車駐車場条例（平成20年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とする。

第18条第1号中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加え、同条を第19条とする。

第17条中「第14条」を「第15条」に、「第6条及び第8条から第11条まで」を「第7条及び第9条から第12条まで」に、「第6条、第8条及び第9条」を「第7条、第9条及び第10条」に改め、同条を第18条とする。

第16条第1項中「第14条」を「第15条」に、「第7条」を「第8条」に改め、同条を第17条とする。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条の見出し中「移送及び保管」を「移送等」に改め、同条第1項中「保管すること」を「保管し、売却し、及び処分すること（小型バイク及び中型バイクにあっては移送し、及び保管することに限る。）」に改め、同条第2項中「第11条」の次に「（小型バイク及び中型バイクを移送し、及び保管する場合にあっては同条第1項に限る。）」を加え、「自転車等を移送し、保管する」を「自転車等を移送し、保管し、売却し、及び処分する」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3号中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2号中「自転車及び原動機付自転車（以下「自転車等」という。）」を「自転車等」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 一時使用に係る第2項の許可の有効期間は、一時使用に係る使用料を納付した日から1年間とする。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1号中「第18条」を「第19条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「自転車」を「車両」に改め、同条中「自転車は、

次に掲げるもの」を「車両は、自転車等」に改め、同条各号を削り、同条を第4条とする。

第2条第1項中「自転車」を「自転車等」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 小型バイク 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車であって、総排気量が0.125リットル以下のもの又は定格出力が1キロワット以下のものをいう。
- (4) 中型バイク 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車であって、総排気量が0.125リットルを超え、又は定格出力が1キロワットを超えるものをいう。
- (5) 自転車等 自転車、原動機付自転車、小型バイク及び中型バイクをいう。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第8条、第17条関係）

駐車場の名称及び位置	使用料（1台当たり、年額）（円）			
	自転車		原動機付自転車及び小型バイク	中型バイク
	一般	高校生以下		
流山駅西側自転車駐車場 流山市流山2丁目332番地	2,400	1,200	3,840	4,800
流山駅東側自転車				

駐 車 場 流山市平和台 1 丁 目 1 3 番地の 1 0	2 , 4 0 0	1 , 2 0 0	3 , 8 4 0	4 , 8 0 0
平和台駅第 1 自 転 車 駐 車 場 流山市流山 9 丁目 5 0 0 番地の 4	2 , 4 0 0	1 , 2 0 0	3 , 8 4 0	4 , 8 0 0
平和台駅第 2 自 転 車 駐 車 場 流山市平和台 3 丁 目 9 番地の 7	2 , 4 0 0	1 , 2 0 0	3 , 8 4 0	4 , 8 0 0
鰯ヶ崎駅自 転 車 駐 車 場 流山市鰯ヶ崎 1 4 4 0 番地の 1	2 , 4 0 0	1 , 2 0 0	3 , 8 4 0	4 , 8 0 0
運河駅東口自 転 車 駐 車 場 流山市東深井 3 9 0 番地の 1	6 , 0 0 0	3 , 0 0 0	9 , 6 0 0	1 2 , 0 0 0
運河駅西口自 転 車 駐 車 場 流山市東深井 3 7 3 番地の 1	6 , 0 0 0	3 , 0 0 0	9 , 6 0 0	1 2 , 0 0 0
運河堤防自 転 車 駐 車 場 流山市東深井 4 3 1 番地の 1	4 , 8 0 0	2 , 4 0 0	7 , 6 8 0	—
江戸川台駅東口自	1 階	1 階		

転車駐車場 流山市江戸川台東 1丁目2番地	9, 600	4, 800	—	—
	2階 7, 800	2階 3, 900		
江戸川台駅東口第 1自転車駐車場 流山市江戸川台東 2丁目2番地	6, 000	3, 000	9, 600	12, 000
江戸川台駅東口第 2自転車駐車場 流山市江戸川台東 1丁目2番地	6, 000	3, 000	9, 600	12, 000
江戸川台駅西口自 転車駐車場 流山市江戸川台西 2丁目1番地の3	1階 9, 600	1階 4, 800	—	—
	2階 7, 800	2階 3, 900		
江戸川台駅西口第 1自転車駐車場 流山市江戸川台西 1丁目31番地	6, 000	3, 000	9, 600	12, 000
江戸川台駅西口第 2自転車駐車場 流山市江戸川台西 2丁目2番地	6, 000	3, 000	9, 600	12, 000
初石駅東側第1自 転車駐車場 流山市東初石3丁	6, 000	3, 000	—	—

目 1 0 5 番地の 4				
初石駅東側第 2 自転車駐車場 流山市東初石 3 丁目 9 8 番地の 1	6, 0 0 0	3, 0 0 0	9, 6 0 0	1 2, 0 0 0
初石駅東側第 3 自転車駐車場 流山市東初石 3 丁目 1 0 7 番地の 9 9	6, 0 0 0	3, 0 0 0	—	—
初石駅西側自転車駐車場 流山市西初石 3 丁目 1 0 6 番地の 3	6, 0 0 0	3, 0 0 0	—	—

備考

- 1 「高校生以下」とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校その他これらに類する教育施設として市長が別に定めるものに通学する者をいう。
- 2 許可を受けた使用の開始の日が、年度の途中である場合の当該年度の使用料は、この表に規定する使用料の額を当該許可を受けた使用の開始の日の属する月から当該許可を受けた使用期間の終了の日の属する月までの月数によって月割計算をして得た額とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条、第 1 7 条関係）

車両の種類	使用料（1 台当たり、1 回）（円）
自転車	1 2 0
原動機付自転車	2 0 0
小型バイク	2 0 0
中型バイク	2 4 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市自転車駐車場条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条の規定による申請及び許可、第 8 条の規定による使用料の納付並びにこれらに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の流山市自転車駐車場条例の規定によりした一時使用に係る納付は、改正後の条例の規定によりした納付とみなし、この場合における改正後の条例第 7 条第 5 項の一時使用に係る使用料を納付した日は、この条例の施行の日とする。

議案第 87 号

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 新川耕地地区の字の区域及び名称の変更により新たに誕生する区域を管轄する消防署を定め、並びに流山市消防本部及び流山市中央消防署の移転に伴い、これらの位置及び各消防署の管轄区域を変更するためである。

流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和41年流山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市中央消防署の項中「おおたかの森西四丁目」を「おおたかの森西四丁目 森のロジスティクスパーク四丁目」に改め、同表流山市北消防署の項中「西初石2丁目」を「西初石2丁目 森のロジスティクスパーク一丁目 森のロジスティクスパーク二丁目 森のロジスティクスパーク三丁目」に改める。

第2条 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「流山市三輪野山一丁目994番地」を「流山市大字大畔410番地」に改める。

第3条の表流山市中央消防署の項中「流山市三輪野山一丁目994番地」を「流山市大字大畔410番地」に、「流山1丁目 流山2丁目 流山3丁目 流山4丁目 加」を「加」に、「平和台1丁目 平和台2丁目 平和台3丁目 平和台4丁目 平和台5丁目」を「南」に、「若葉台 中 前平井 後平井」を「若葉台」に、「美田」を「美田 東初石2丁目」に、「東初石4丁目」を「東初石4丁目 西初石2丁目」に、「森のロジスティクスパーク四丁目」を「森のロジスティクスパーク三丁目 森のロジスティクスパーク四丁目」に改め、同表流山市東消防署の項中「芝崎」を「中 芝崎 前平井 後平井」に改め、同表流山市南消防署の項中「流山5丁目」を「流山1丁目 流山2丁目 流山3丁目 流山4丁目 流山5丁目」に、「木三丁目」を「木三丁目 平和台1丁目 平和台2丁目 平和台3丁目 平和台4丁目 平和台5丁目」に改め、同表流山市北消防署の項中「上新宿新田 南」を「上新宿新田」に、「東初石2丁目 西初石1丁目 西初石2丁目」を「西初石1丁目」に、「森のロジスティクスパーク二丁目 森のロジスティクスパーク三丁目」を「森のロジスティクスパーク二丁目」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年3月3日から、第2条の規定は令和7年7月31日までの間において規則で定める日から施行する。

議案第 88 号

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和6年11月28日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に
関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する
政令（令和6年政令第102号）等による水道法施行令（昭和
32年政令第336号）等の一部改正を踏まえ、布設工事監督
者及び水道技術管理者の資格要件を改めるためである。

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに
水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道
技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年流山市条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において
衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削
り、「土木工学科若しくは」を「土木工学科又は」に、「2年以上水道」
を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条に
おいて「水道等」という。）」に改め、「有すること」の次に「（1年
6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限
る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧
大学令に基づく大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれ
ら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学
科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「有す
ること」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験
を有する場合に限る。）」を加え、同条第3号中「基づく専門学校」の
次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」
の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、
「有すること」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従
事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第8号中「合格した
者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）で
あって」を「合格し（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した
場合に限る。）、かつ」に、「水道に関する」を「水道等に関する」に
改め、「有すること」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同条第10号と
し、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又
は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は
学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に
「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上
水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を
加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「卒業生であって」を「課
程を修めて卒業し、かつ」に、「卒業生にあっては1年」を「課程を修

めて卒業した者にあつては2年」に、「卒業者にあつては2年以上水道」を「課程を修めて卒業した者にあつては3年以上水道等」に改め、「有すること」の次に「（第1号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「基づく中等学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有すること」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- （6）高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第4条第3号の次に次の1号を加える。

- （4）短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第4条に次の1号を加える。

- （11）建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格し、かつ、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第5条第1号を次のように改める。

- （1）前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、

同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については 5 年以上、同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

第 5 条第 2 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 4 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め、同条第 5 号中「第 2 号に規定する学科目」を「第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- （ 7 ） 技術士法第 4 条第 1 項の第 2 次試験のうち上下水道部門に合格し（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。）、かつ、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。
- （ 8 ） 建設業法施行令第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格し、かつ、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市総合運動公園

2 指定管理者となる団体

東京都文京区後楽一丁目3番61号

東京ドームグループ・フロンティア共同事業体

（代表団体）

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドーム

代表取締役 長岡 勤

（構成団体）

東京都港区東新橋一丁目5番2号

フロンティアコンストラクション&パートナーズ株式会社

代表取締役 松村 力

（構成団体）

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームスポーツ

代表取締役 大野 敏和

（構成団体）

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役 手島 康彦

（構成団体）

千葉県柏市高田 8 0 6 番地

グリーンテック株式会社

代表取締役 張ヶ谷 正樹

(構成団体)

流山市野々下 1 丁目 3 9 9 番地

株式会社篠塚造園土木

代表取締役 戸部 栄基

(構成団体)

埼玉県鴻巣市逆川一丁目 2 番 2 - 5 0 2 号

街活性室株式会社

代表取締役 斎藤 徹

(構成団体)

流山市名都借 1 1 1 9 番地の 2 1

株式会社ウィズ

代表取締役 杉山 忠通

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 90 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	04058	こうのす台区画58号線	こうのす台1082番54	
			同 所同 番49	
2	32020	東初石4丁目区画20号線	東初石4丁目184番171	
			同 所同 番172	
3	38140	駒木区画140号線	駒木1090番2	
			同所同 番28	
4	40172	市野谷区画172号線	市野谷字梶内425番49	
			同 所同 番11	
5	40173	市野谷区画173号線	市野谷字梶内401番1	
			同 所同 番1	
6	40174	市野谷区画174号線	市野谷字梶内414番	
			同 所419番1	
7	40175	市野谷区画175号線	市野谷字梶内411番	
			同 所415番	
8	40525	市野谷25号自転車歩行者専用道路	市野谷字梶内420番5	
			同 所419番2	
9	56020	後平井区画20号線	後平井字水深285番4	
			市野谷字梶内401番1	
10	56021	後平井区画21号線	後平井字水深283番1	
			同 所同 番3	
11	56022	後平井区画22号線	後平井字中通74番1	
			同 所96番	
12	56023	後平井区画23号線	後平井字中通78番2	
			同 所90番	
13	57006	前平井区画6号線	前平井字堀米93番	
			後平井字松間台18番2	
14	69043	古間木区画43号線	古間木字水深57番	
			古間木字芳賀殿140番5	
15	69044	古間木区画44号線	古間木字水深61番3	
			古間木字芳賀殿137番2	
16	69045	古間木区画45号線	古間木字芳賀殿132番7	
			古間木字水深57番	
17	81127	鰯ヶ崎区画127号線	鰯ヶ崎字背戸谷1622番1	
			同 所同 番6	
18	84092	向小金区画92号線	向小金2丁目265番61	
			同 所同 番77	
19	84093	向小金区画93号線	向小金3丁目139番57	
			同 所同 番80	

市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
1	こうのす台区画58号線 市道04058号線	46.73m	6.00~9.00m

市道認定路線図



マルエツ

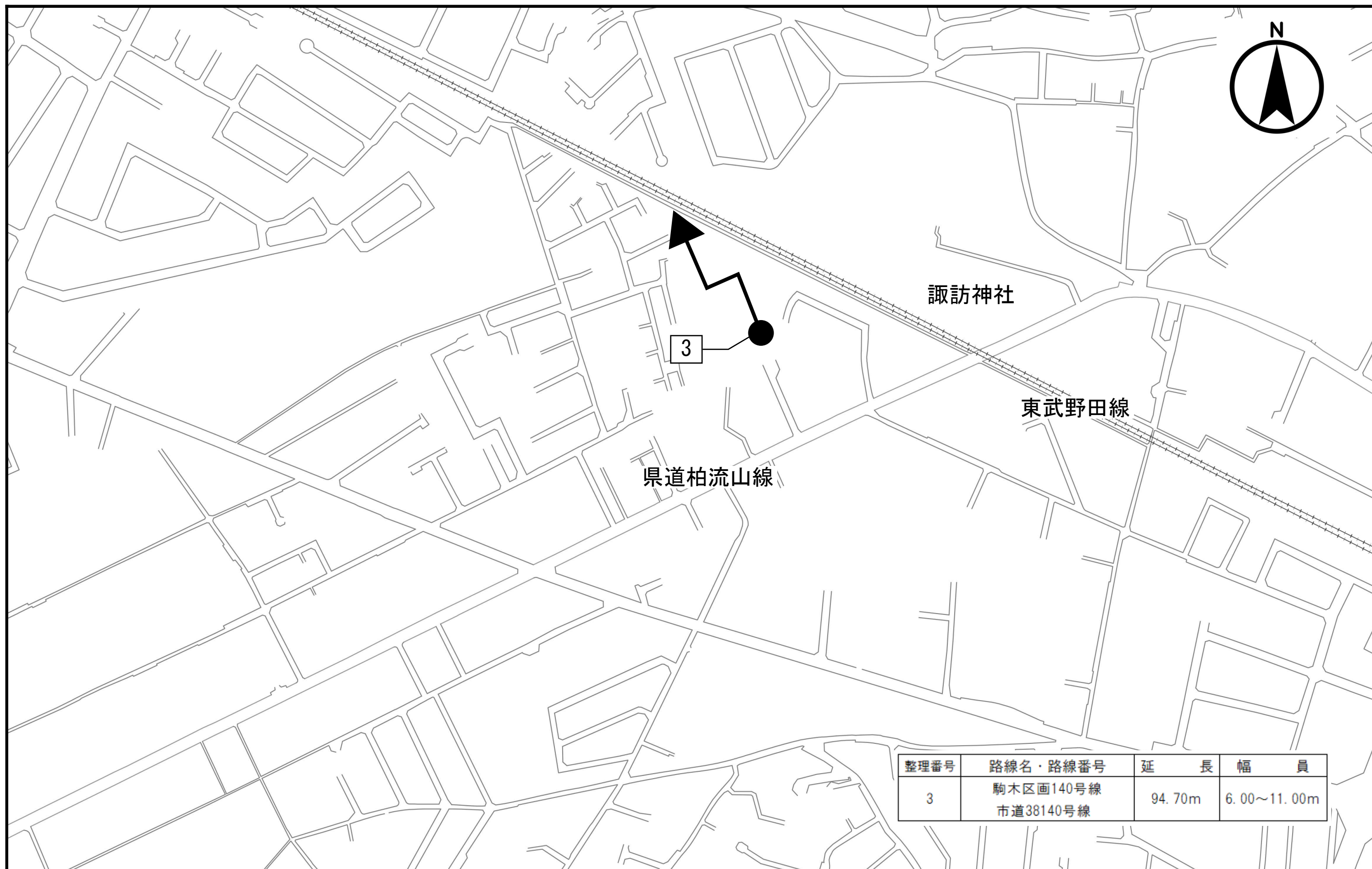
初石
4号公園

2

初石
3号公園

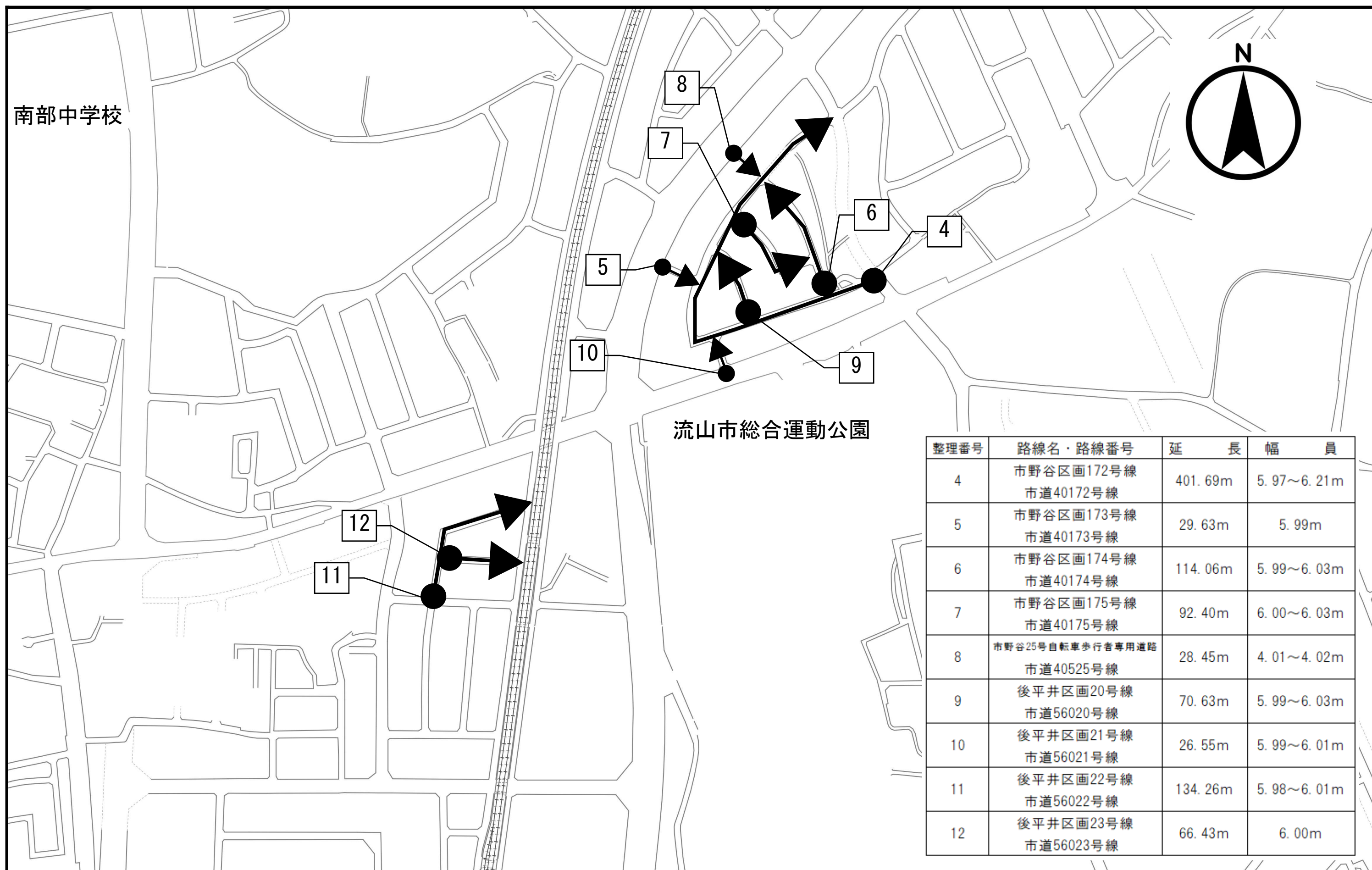
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
2	東初石4丁目区画20号線 市道32020号線	61.04m	5.00m

市道認定路線図

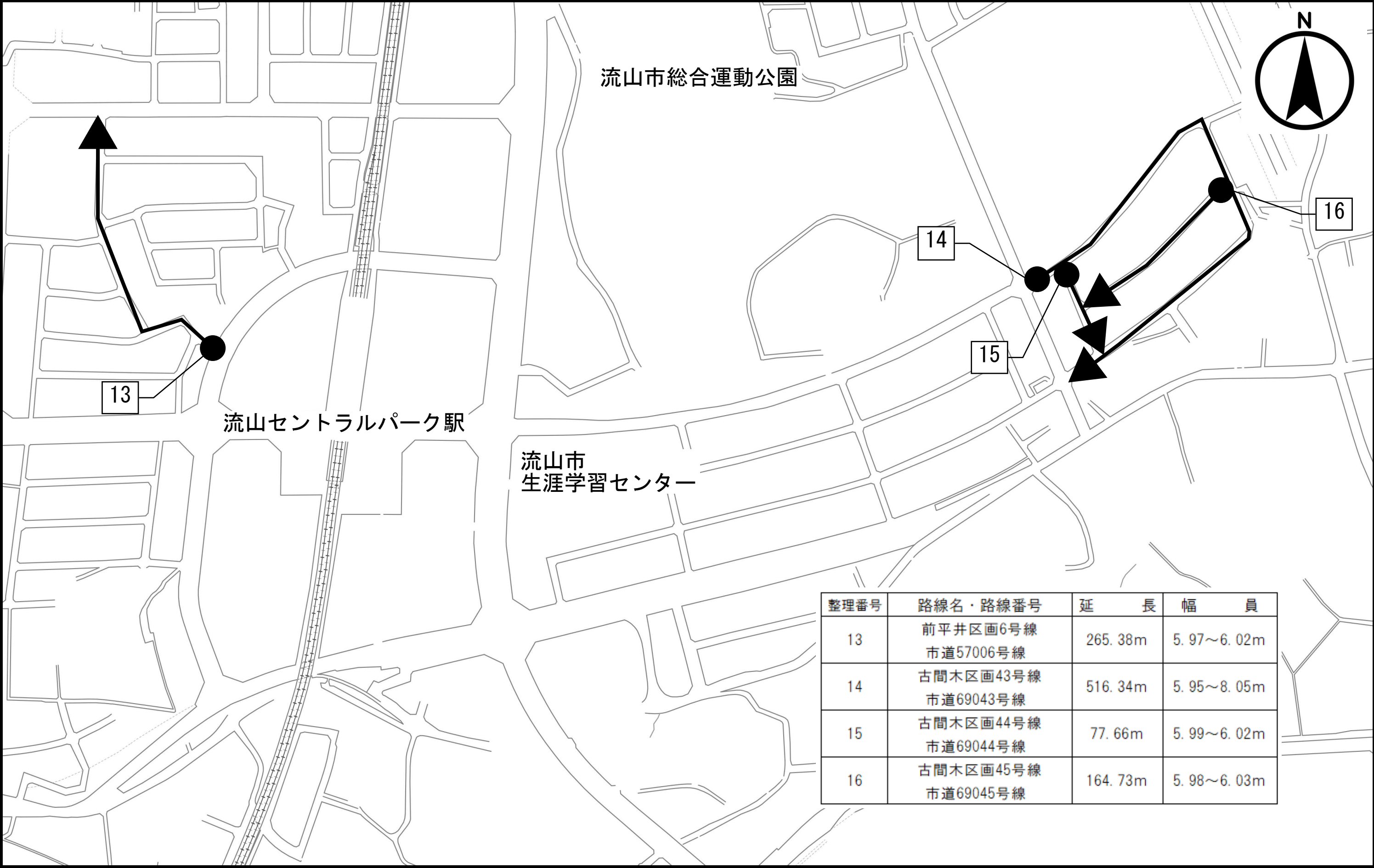


整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
3	駒木区画140号線 市道38140号線	94.70m	6.00~11.00m

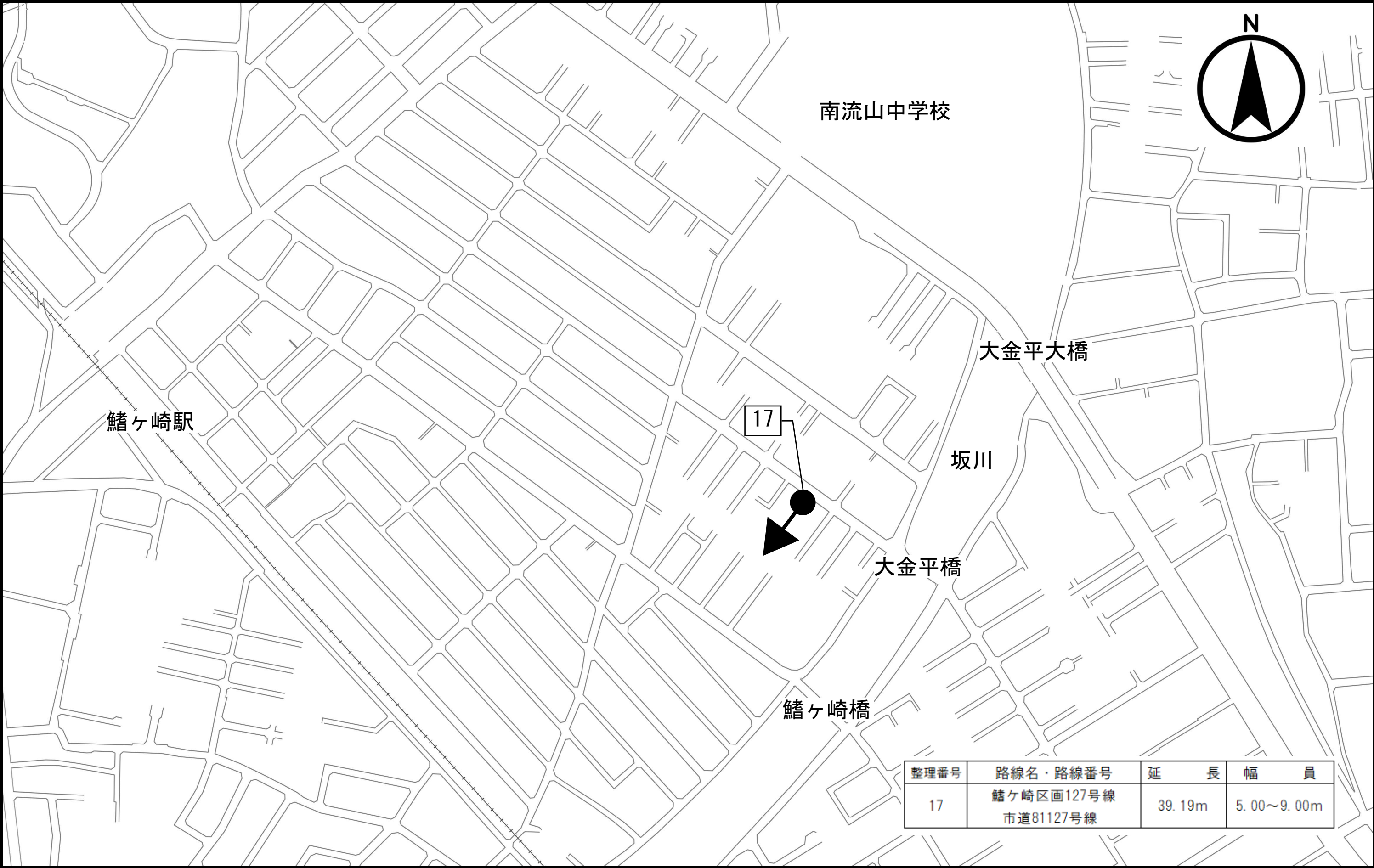
市道認定路線図



市道認定路線図

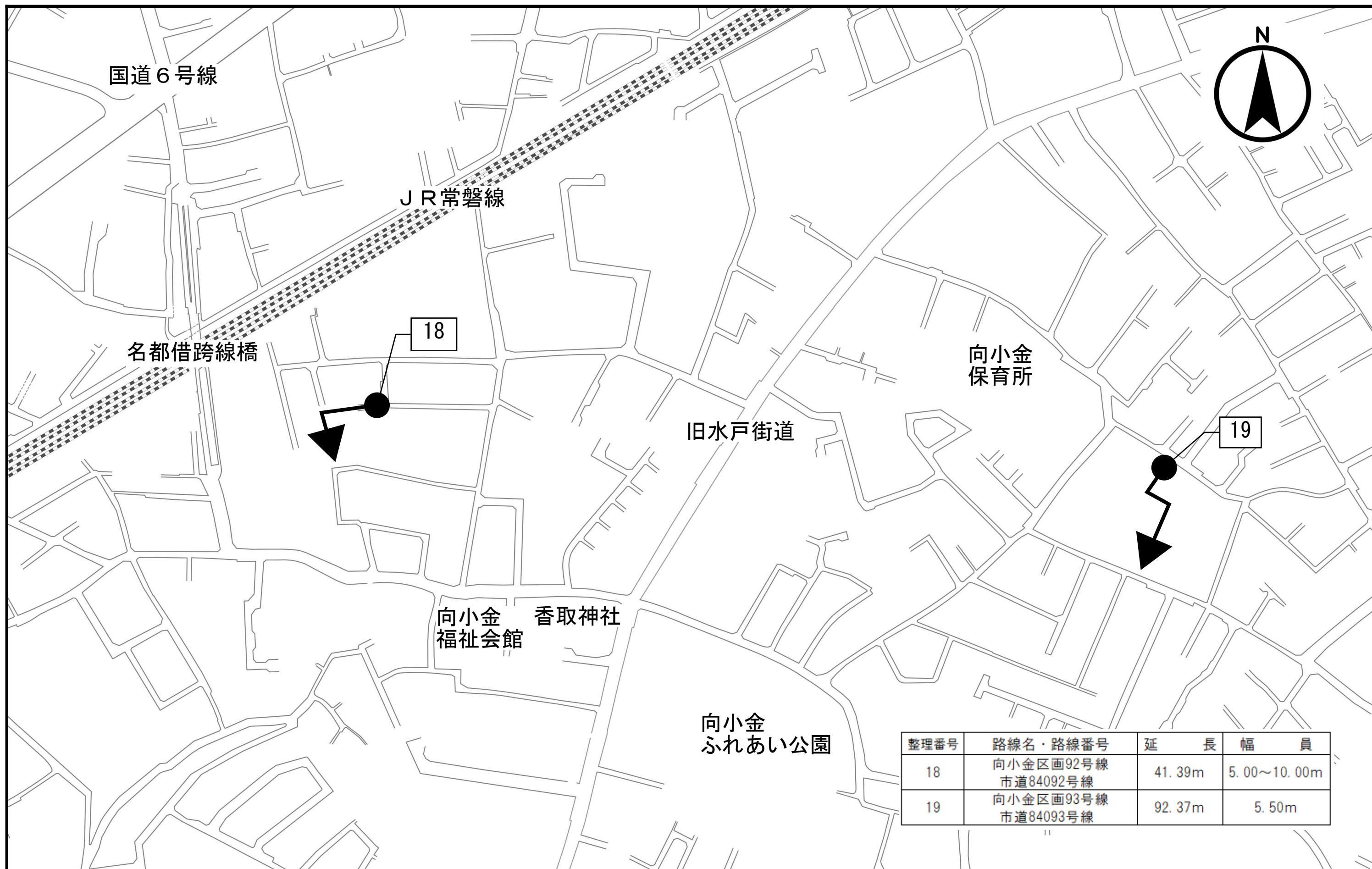


市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
17	鰭ヶ崎区画127号線 市道81127号線	39.19m	5.00~9.00m

市道認定路線図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
18	向小金区画92号線 市道84092号線	41.39m	5.00～10.00m
19	向小金区画93号線 市道84093号線	92.37m	5.50m

議案第 91 号

市道路線の廃止について

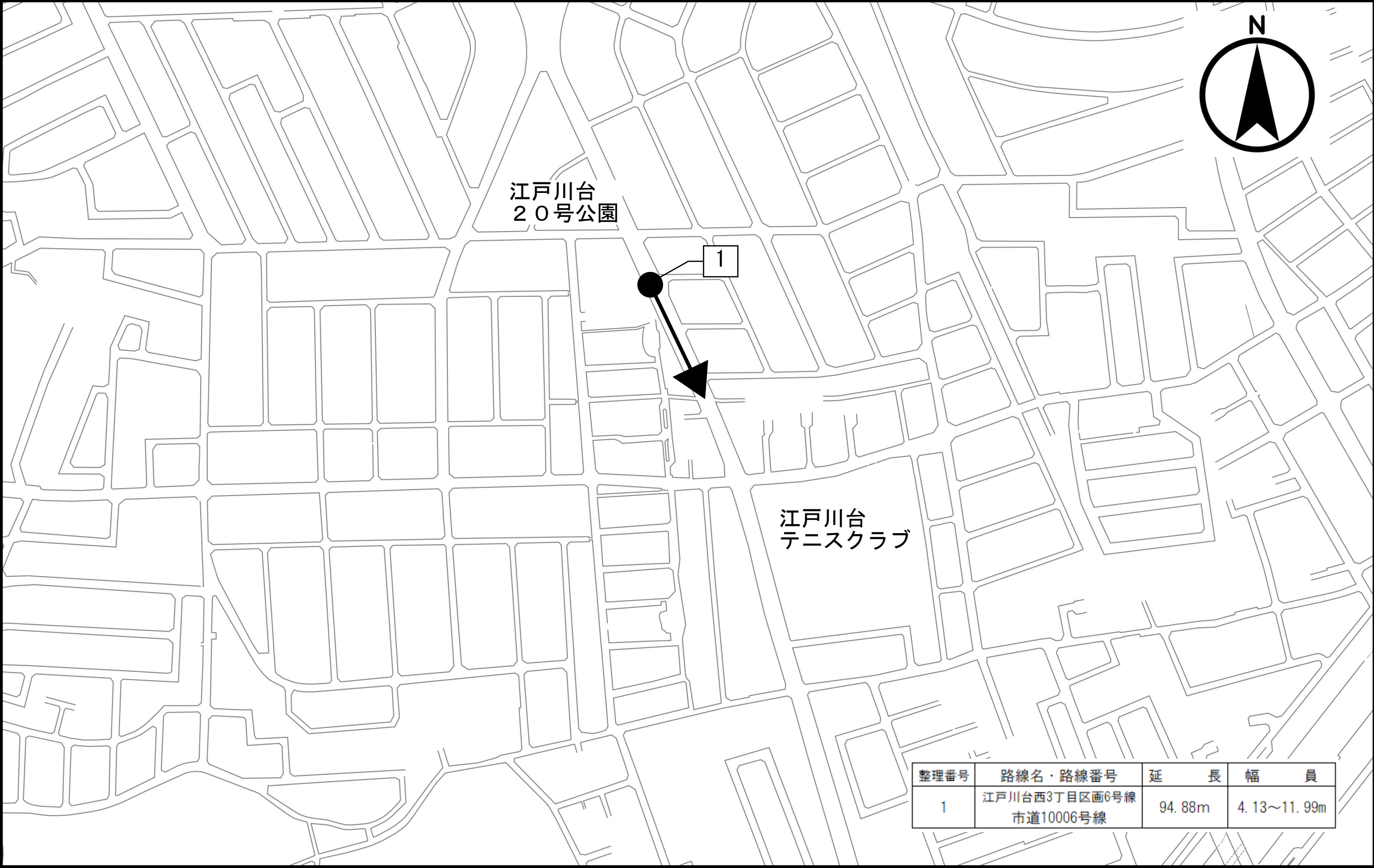
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和6年11月28日提出

流山市長 井崎 義治

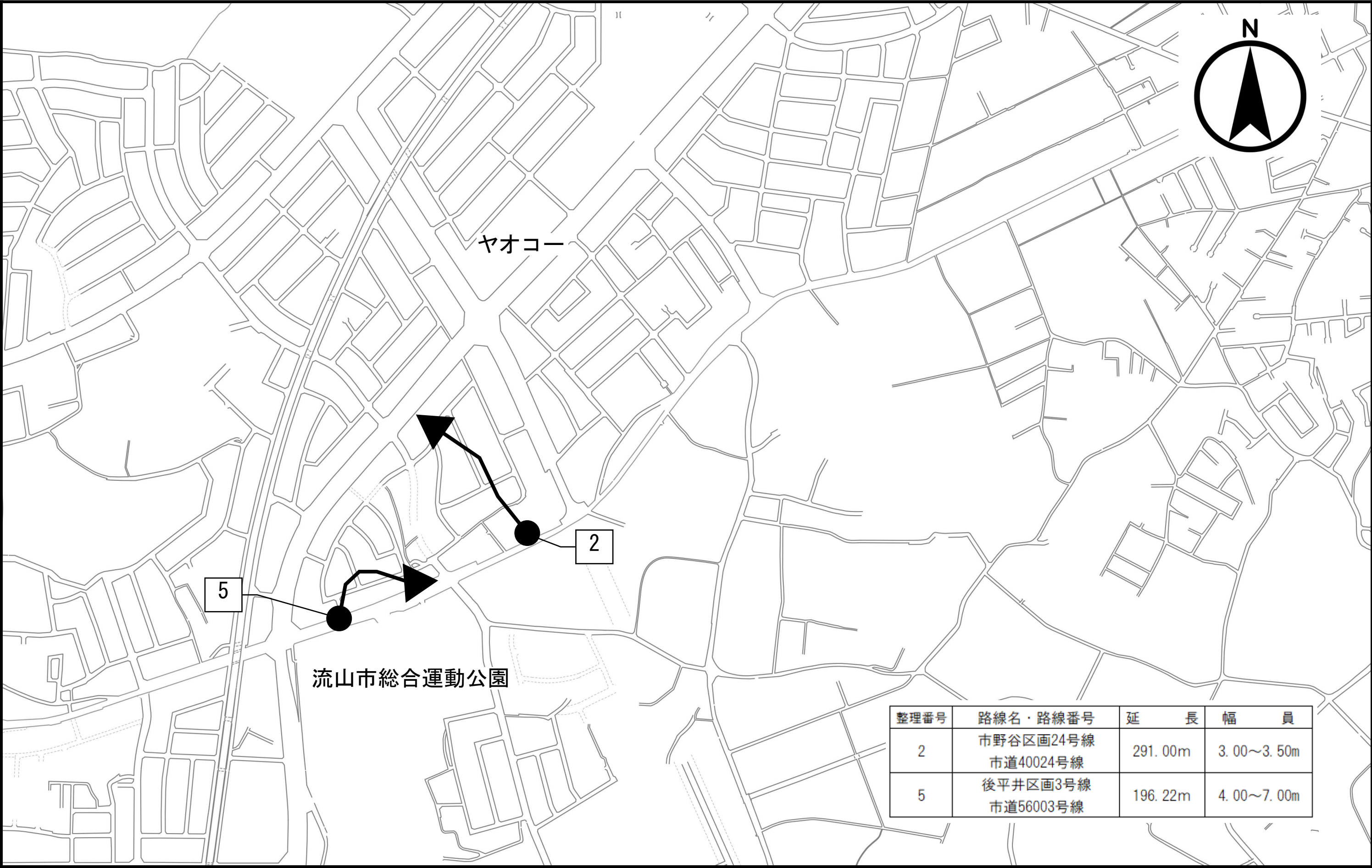
整理番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	1 0 0 0 6	江戸川台西 3 丁目区画 6 号線	江戸川台西 3 丁目 4 番	
			同 所 1 番 2	
2	4 0 0 2 4	市野谷区画 2 4 号線	市野谷字向山 4 3 6 番 9	
			市野谷字梶内 4 2 8 番 9	
3	4 0 0 5 1	市野谷区画 5 1 号線	市野谷字地藏谷ツ 7 番	
			後平井字中通 6 0 番 1	
4	4 1 0 3 8	加区画 3 8 号線	加字東割 4 5 9 番 3	
			後平井字前谷津 1 8 0 番	
5	5 6 0 0 3	後平井区画 3 号線	後平井字水深 2 8 3 番 1	
			市野谷字梶内 4 2 6 番 2	
6	5 6 0 0 6	後平井区画 6 号線	後平井字中通 7 7 番	
			同 所 1 1 2 番 1	
7	5 6 0 1 1	後平井区画 1 1 号線	後平井字水深 2 3 5 番 1	
			後平井字前谷津 2 0 3 番 1	
8	5 6 0 1 2	後平井区画 1 2 号線	後平井字東割 1 3 8 番	
			後平井字前谷津 2 0 3 番 1	
9	5 7 0 0 2	前平井区画 2 号線	前平井字堀米 9 3 番	
			後平井字松間台 1 4 番	
1 0	6 6 0 1 6	西平井区画 1 6 号線	西平井字道合 3 0 4 番 1	
			西平井字西ノ下 6 3 4 番	
1 1	6 9 0 0 1	古間木区画 1 号線	古間木字芳賀殿 1 0 1 番	
			同 所 1 3 7 番 2	
1 2	6 9 0 1 0	古間木区画 1 0 号線	古間木字芳賀殿 1 4 6 番 2	
			同 所 1 4 0 番 5	
1 3	6 9 0 1 1	古間木区画 1 1 号線	古間木字芳賀殿 1 4 3 番 1	
			同 所 1 3 2 番 1	

市道廃止路線図



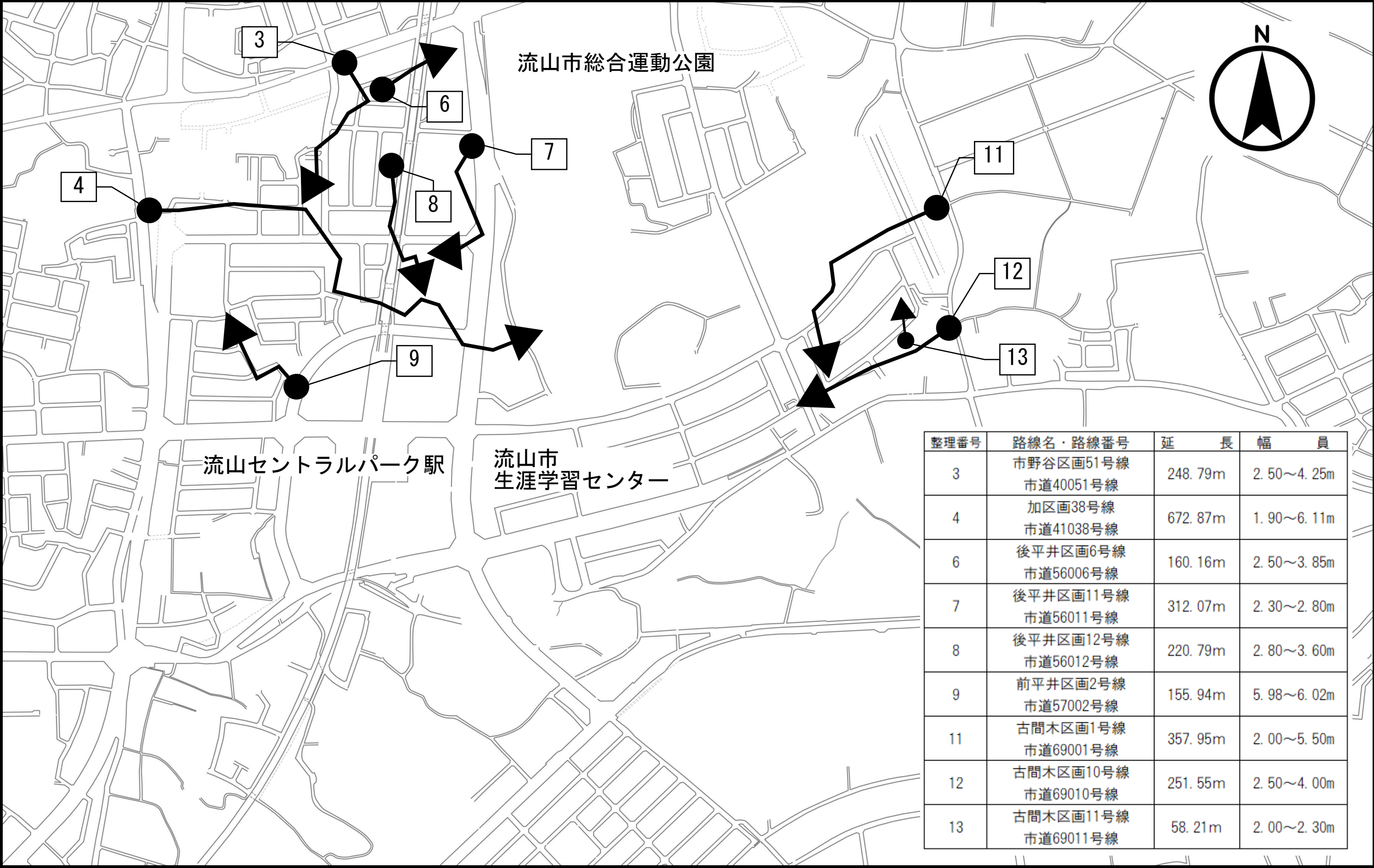
整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
1	江戸川台西3丁目区画6号線 市道10006号線	94.88m	4.13~11.99m

市道廃止路線図



整理番号	路線名・路線番号	延長	幅員
2	市野谷区画24号線 市道40024号線	291.00m	3.00～3.50m
5	後平井区画3号線 市道56003号線	196.22m	4.00～7.00m

市道廃止路線図



市道廃止路線図



整理番号	路線名・路線番号	延 長	幅 員
10	西平井区画16号線 市道66016号線	106.69m	3.20~4.40m

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 学校敷地に接する道路上で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年８月２６日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立向小金小学校の職員が、草刈機で同校の敷地の草刈りをしていたところ、飛び石により当該敷地に接する道路に駐車していた相手方車両の窓ガラスを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和６年７月１６日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 千葉県柏市中新宿二丁目８１０番４地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県松戸市河原塚４３１番地の３９
株式会社アバン設計 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和６年８月２６日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ３０，２５０円 |

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市立中学校の部活動中に発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

令和６年１０月２８日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 流山市立おおぐろの森中学校において、同校野球部の活動中に、当該野球部の部員が打ったボールが防球ネットを越え、同校付近の農園の駐車場に駐車していた相手方車両の屋根に落下し、当該相手方車両を損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和６年６月１１日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字大畔６０２番地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市大字大畔６０２番地
有限会社入江農園 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和６年１０月２８日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | １６２，８００円 |

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月28日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市が管理する公園樹木により発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 1 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 市が管理する公園の樹木の枝が、老朽化が原因で折れ、当該公園に隣接する相手方敷地内のフェンスに落下し、当該フェンスを破損させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和 6 年 7 月 25 日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市松ヶ丘 4 丁目 496 番地の 1 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都新宿区西新宿 1 丁目 22 番 2 号
株式会社 O A 総研 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 165,000 円 |